

财政部 税务总局关于进一步加大
增值税期末留抵退税政策实施力度的公告
财政部 税务总局公告 2022 年第 14 号

为支持小微企业和制造业等行业发展，提振市场主体信心、激发市场主体活力，现将进一步加大增值税期末留抵退税实施力度有关政策公告如下：

一、加大小微企业增值税期末留抵退税政策力度，将先进制造业按月全额退还增值税增量留抵税额政策范围扩大至符合条件的小微企业（含个体工商户，下同），并一次性退还小微企业存量留抵税额。

（一）符合条件的小微企业，可以自2022年4月纳税申报期起向主管税务机关申请退还增量留抵税额。在2022年12月31日前，退税条件按照本公告第三条规定执行。

（二）符合条件的微型企业，可以自2022年4月纳税申报期起向主管税务机关申请一次性退还存量留抵税额；符合条件的小型工业企业，可以自2022年5月纳税申报期起向主管税务机关申请一次性退还存量留抵税额。

二、加大“制造业”、“科学研究和技术服务业”、“电力、热力、燃气及水生产和供应业”、“软件和信息技术服务业”、“生态保护和环境治理业”和“交通运输、仓储和邮政业”（以下称制造业等行业）增值税期末留抵退税政策力度，将先进制造业按月全额退还增值税增量留抵税额政策范围扩大至符合条件的制造业等行业企业（含个体工商户，下同），并一次性退还制造业等行业企业存量留抵税额。

（一）符合条件的制造业等行业企业，可以自2022年4月纳税申报期起向主管税务机关申请退还增量留抵税额。

（二）符合条件的制造业等行业中型企业，可以自2022年7月纳税申报期起向主管税务机关申请一次性退还存量留抵税额；符合条件的制造业等行业大型企业，可以自2022年10月纳税申报期起向主

财政部 稅務總局：增值稅期末控除未濟稅額
還付政策の實施強化に関する公告
財政部 稅務總局公告 2022 年第 14 号

小型零細企業および製造業等の業種の発展を支援し、市場主体の信念を後押しし、市場主体の活力を奮起させるため、ここに増値税期末控除未済税額還付の實施強化関連政策を以下の通り公告する：

一、小型零細企業の増値税期末控除未済税額還付政策を強化し、先進製造業の増値税の増加分控除未済税額の月次全額還付政策の範囲を条件に合致する小型零細企業（個人事業主を含む、以下同様）に拡大し、併せて小型零細企業の既存分の控除未済税額を一括で還付する。

（一）条件に合致する小型零細企業は、2022年4月の納税申告期間より主管稅務機關に増加分の控除未済税額の還付を申請することができる。2022年12月31日まで、税還付の条件は本公告第三条の規定に基づき執行する。

（二）条件に合致する零細企業は、2022年4月の納税申告期間より主管稅務機關に既存分の控除未済税額の一括還付を申請することができる；条件に合致する小型企業は、2022年5月の納税申告期間より主管稅務機關に既存分の控除未済税額の一括還付を申請することができる。

二、「製造業」・「科学研究および技術サービス業」・「電力・熱力・ガスおよび水の生産および供給業」・「ソフトウェアおよびITサービス業」・「生態保護および環境ガバナンス業」および「交通運輸・倉庫保管および郵政業」（以下、製造業等の業種）の増値税期末控除未済税額還付政策を強化し、先進製造業の増値税の増加分控除未済税額の月次全額還付政策の範囲を条件に合致する製造業等の業種の企業（個人事業主を含む、以下同様）に拡大し、併せて製造業等の業種の企業の既存分の控除未済税額を一括で還付する。

（一）条件に合致する製造業等の業種の企業は、2022年4月の納税申告期間より主管稅務機關に増加分の控除未済税額の還付を申請することができる。

（二）条件に合致する製造業等の業種の中型企業は、2022年7月の納税申告期間より主管稅務機關に既存分の控除未済税額の一括還付を申請することができる；条件に合致する製造業等の業種

<p>管税务机关申请一次性退还存量留抵税额。</p> <p>三、适用本公告政策的纳税人需同时符合以下条件：</p> <p>（一）纳税信用等级为A级或者B级；</p> <p>（二）申请退税前36个月未发生骗取留抵退税、骗取出口退税或虚开增值税专用发票情形；</p> <p>（三）申请退税前36个月未因偷税被税务机关处罚两次及以上；</p> <p>（四）2019年4月1日起未享受即征即退、先征后退（退）政策。</p> <p>四、本公告所称增量留抵税额，区分以下情形确定：</p> <p>（一）纳税人获得一次性存量留抵退税前，增量留抵税额为当期期末留抵税额与2019年3月31日相比新增加的留抵税额。</p> <p>（二）纳税人获得一次性存量留抵退税后，增量留抵税额为当期期末留抵税额。</p> <p>五、本公告所称存量留抵税额，区分以下情形确定：</p> <p>（一）纳税人获得一次性存量留抵退税前，当期期末留抵税额大于或等于2019年3月31日期末留抵税额的，存量留抵税额为2019年3月31日期末留抵税额；当期期末留抵税额小于2019年3月31日期末留抵税额的，存量留抵税额为当期期末留抵税额。</p> <p>（二）纳税人获得一次性存量留抵退税后，存量留抵税额为零。</p> <p>六、本公告所称中型企业、小型企业和微型企业，按照《中小企业划型标准规定》（工信部联企业〔2011〕300号）和《金融业企业划型标准规定》（银发〔2015〕309号）中的营业收入指标、资产总额指标确定。其中，资产总额指标按照纳税人上</p>	<p>の大型企業は、2022年10月の納税申告期間より主管税務機関に既存分の控除未済税額の一括還付を申請することができる。</p> <p>三、本公告の政策を適用する納税者は、同時に以下の条件に合致しなければならない：</p> <p>（一）納税信用等級がA級またはB級である；</p> <p>（二）税還付申請前36ヶ月に控除未済税額還付の詐取・輸出税還付の詐取または増値税専用発票の虚偽発行の状況が発生していない；</p> <p>（三）税還付申請前36ヶ月に脱税により税務機関から二回およびそれ以上処罰されていない；</p> <p>（四）2019年4月1日より「徴収後即還付・事前徴収事後返金（還付）」政策を享受していない。</p> <p>四、本公告でいう増加分の控除未済税額は、以下の状況に分けて確定する：</p> <p>（一）納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を取得するまで、増加分の控除未済税額は、当期の期末控除未済税額のうち2019年3月31日対比で新たに増加した控除未済税額とする。</p> <p>（二）納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を取得した後、増加分の控除未済税額は、当期の期末控除未済税額とする。</p> <p>五、本公告でいう既存分の控除未済税額は、以下の状況に分けて確定する：</p> <p>（一）納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を取得するまで、当期の期末控除未済税額が2019年3月31日の期末控除未済税額を上回るまたは等しい場合、既存分の控除未済税額は、2019年3月31日の期末控除未済税額とする；当期の期末控除未済税額が2019年3月31日の期末控除未済税額を下回る場合、既存分の控除未済税額は、当期の期末控除未済税額とする。</p> <p>（二）納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を取得した後、既存分の控除未済税額は、零とする。</p> <p>六、本公告でいう中型企業・小型企業および零細企業は、《中小企業類型区分基準規定》（工信部聯企業〔2011〕300号）および《金融業企業類型区分基準規定》（銀發〔2015〕309号）の営業収入指標・資産総額指標に基づき確定する。このうち、</p>
---	---

<p>一会计年度年末值确定。营业收入指标按照纳税人上一会计年度增值税销售额确定；不满一个会计年度的，按照以下公式计算：</p> <p>增值税销售额（年）=上一会计年度企业实际存续期间增值税销售额/企业实际存续月数×12</p> <p>本公告所称增值税销售额，包括纳税申报销售额、稽查补销售额、纳税评估调整销售额。适用增值税差额征税政策的，以差额后的销售额确定。</p> <p>对于工信部联企业（2011）300号和银发（2015）309号文件所列行业以外的纳税人，以及工信部联企业（2011）300号文件所列行业但未采用营业收入指标或资产总额指标划型确定的纳税人，微型企业标准为增值税销售额（年）100万元以下（不含100万元）；小型企业标准为增值税销售额（年）2000万元以下（不含2000万元）；中型企业标准为增值税销售额（年）1亿元以下（不含1亿元）。</p> <p>本公告所称大型企业，是指除上述中型企业、小型企业和微型企业外的其他企业。</p> <p>七、本公告所称制造业等行业企业，是指从事《国民经济行业分类》中“制造业”、“科学研究和技术服务业”、“电力、热力、燃气及水生产和供应业”、“软件和信息技术服务业”、“生态保护和环境治理业”和“交通运输、仓储和邮政业”业务相应发生的增值税销售额占全部增值税销售额的比重超过50%的纳税人。</p> <p>上述销售额比重根据纳税人申请退税前连续12个月的销售额计算确定；申请退税前经营期不满12个月但满3个月的，按照实际经营期的销售额计算确定。</p> <p>八、适用本公告政策的纳税人，按照以下公式计算允许退还的留抵税额：</p> <p>允许退还的增量留抵税额=增量留抵税额×进项构成比例×100%</p>	<p>資産総額指標は、納税者の前会計年度の年末値に基づき確定する。営業収入指標は、納税者の前会計年度の増値税売上額に基づき確定する；一会計年度に満たない場合、以下の公式に基づき計算する：</p> <p>増値税売上額（年）=前会計年度の企業の実際の存続期間の増値税売上額/企業の実際の存続月数×12</p> <p>本公告でいう増値税売上額には、納税申告売上額・査察追加売上額・納税評価調整売上額を含む。増値税差額徴収政策を適用する場合、差額後の売上額により確定する。</p> <p>工信部聯企業[2011]300号および銀発[2015]309号の文書に列挙した業種以外の納税者、および工信部聯企業[2011]300号の文書に列挙した業種で営業収入指標または資産総額指標の累計区分による確定を採用していない納税者について、零細企業の基準は増値税売上額(年)が100万元以下(100万元を含まない)とする；小型企業の基準は増値税売上額(年)が2,000万元以下(2,000万元を含まない)とする；中型企業の基準は増値税売上額(年)が1億元以下(1億元を含まない)とする。</p> <p>本公告でいう大型企業とは、上述の中型企業・小型企業および零細企業以外のその他企業を指す。</p> <p>七、本公告でいう製造業等の業種の企業とは、《国民経済業種分類》における「製造業」・「科学研究および技術サービス業」・「電力・熱力・ガスおよび水の生産および供給業」・「ソフトウェアおよびITサービス業」・「生態保護および環境ガバナンス業」および「交通運輸・倉庫保管および郵政業」の業務への従事に相応して発生した増値税売上額の全増値税売上額に占める比率が50%を超過する納税者を指す。</p> <p>上述の売上額の比率は、納税者の税還付申請前連続12ヶ月の売上額に基づき計算して確定する；税還付申請前の経営期間が12ヶ月未満かつ満3ヶ月の場合、実際の経営期間の売上額に基づき計算して確定する。</p> <p>八、本公告の政策を適用する納税者は、以下の公式に基づき還付が許可される控除未済税額を計算する。</p> <p>還付が許可される増加分の控除未済税額=増加分の控除未済税額×仕入税額構成比×100%</p>
---	---

允许退还的存量留抵税额=存量留抵税额×进项构成比例×100%

进项构成比例，为2019年4月至申请退税前一税款所属期已抵扣的增值税专用发票（含带有“增值税专用发票”字样全面数字化的电子发票、税控机动车销售统一发票）、收费公路通行费增值税电子普通发票、海关进口增值税专用缴款书、解缴税款完税凭证注明的增值税额占同期全部已抵扣进项税额的比重。

九、纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为，适用免抵退税办法的，应先办理免抵退税。免抵退税办理完毕后，仍符合本公告规定条件的，可以申请退还留抵税额；适用免退税办法的，相关进项税额不得用于退还留抵税额。

十、纳税人自2019年4月1日起已取得留抵退税款的，不得再申请享受增值税即征即退、先征后返（退）政策。纳税人可以在2022年10月31日前一次性将已取得的留抵退税款全部缴回后，按规定申请享受增值税即征即退、先征后返（退）政策。

纳税人自2019年4月1日起已享受增值税即征即退、先征后返（退）政策的，可以在2022年10月31日前一次性将已退还的增值税即征即退、先征后返（退）税款全部缴回后，按规定申请退还留抵税额。

十一、纳税人可以选择向主管税务机关申请留抵退税，也可以选择结转下期继续抵扣。纳税人应在纳税申报期内，完成当期增值税纳税申报后申请留抵退税。2022年4月至6月的留抵退税申请时间，延长至每月最后一个工作日。

纳税人可以在规定期限内同时申请增量留抵退税和存量留抵退税。同时符合本公告第一条和第二条相关留抵退税政策的纳税人，可任意选择申请适用上述留抵退税政策。

還付が許可される既存分の控除未済税額＝既存分の控除未済税額×仕入税額構成比×100%

仕入税額構成比は、2019年4月から税還付申請までの一つの税額帰属期間の控除済みの増値税専用発票（「増値税専用発票」の語句がある全面デジタル化された電子発票・税金統制自動車販売統一発票を含む）・有料道路通行料増値税電子普通発票・税関輸入増値税専用納付書・天引き税金完納証明に記載された増値税額が、同期間のすべての控除済み仕入税額に占める比率とする。

九、納税者が貨物・役務を輸出したことでクロスボーダー課税行為が発生し、税免除・控除・還付の方法を適用する場合、先に税免除・控除・還付手続きを行わなければならない。税免除・控除・還付の完了後、なお本公告の規定する条件に合致している場合、控除未済税額の還付を申請することができる；税免除・還付の方法を適用する場合、関連仕入税額は、控除未済税額の還付に使用してはならない。

十、納税者は、2019年4月1日以降に控除未済税額の税還付を取得している場合、増値税「徴収後即還付・事前徴収事後返金（還付）」政策享受を申請してはならない。納税者は、2022年10月31日までに取得済みの控除未済税額の還付金を一括で全額返納後、規定に基づき増値税「徴収後即還付・事前徴収事後返金（還付）」政策享受を申請することができる。

納税者は、2019年4月1日以降に増値税「徴収後即還付・事前徴収事後返金（還付）」政策を享受している場合、2022年10月31日までに還付済みの増値税「徴収後即還付・事前事後返金（還付）」の税金を一括で全額返納後、規定に基づき控除未済税額の還付を申請することができる。

十一、納税者は、主管税務機関への控除未済税額の還付申請を選択することも、次期への繰越による控除継続を選択することもできる。納税者は、納税申告期間内に、当期の増値税納税申告を完了後、控除未済税額の還付申請をしなければならない。2022年4月から6月の控除未済税額の還付申請期間は、毎月最終営業日まで延長する。

納税者は、規定期限内に増加分の控除未済税額の還付と既存分の控除未済税額の還付を同時に申請することができる。本公告第一条および第二条の関連控除未済税額還付政策に合致する納税者は、上述の控除未済税額の還付政策の適用申請

<p>十二、纳税人取得退还的留抵税额后，应相应调减当期留抵税额。</p> <p>如果发现纳税人存在留抵退税政策适用有误的情形，纳税人应在下个纳税申报期结束前缴回相关留抵退税款。</p> <p>以虚增进项、虚假申报或其他欺骗手段，骗取留抵退税款的，由税务机关追缴其骗取的退税款，并按照《中华人民共和国税收征收管理法》等有关规定处理。</p> <p>十三、适用本公告规定留抵退税政策的纳税人办理留抵退税的税收管理事项，继续按照现行规定执行。</p> <p>十四、除上述纳税人以外的其他纳税人申请退还增量留抵税额的规定，继续按照《财政部 税务总局 海关总署关于深化增值税改革有关政策的公告》（财政部 税务总局 海关总署公告2019年第39号）执行，其中，第八条第三款关于“进项构成比例”的相关规定，按照本公告第八条规定执行。</p> <p>十五、各级财政和税务部门务必高度重视留抵退税工作，摸清底数、周密筹划、加强宣传、密切协作、统筹推进，并分别于2022年4月30日、6月30日、9月30日、12月31日前，在纳税人自愿申请的基础上，集中退还微型、小型、中型、大型企业存量留抵税额。税务部门结合纳税人留抵退税申请情况，规范高效便捷地为纳税人办理留抵退税。</p> <p>十六、本公告自2022年4月1日施行。《财政部 税务总局关于明确部分先进制造业增值税期末留抵退税政策的公告》（财政部 税务总局公告2019年第84号）、《财政部 税务总局关于明确国有农用地出租等增值税政策的公告》（财政部 税务总局公告2020年第2号）第六条、《财政部 税务总局关于明确先进制造业增值税期末留抵退税政策的公告》（财政部 税务总局公告2021年第15号）同时废止。</p>	<p>を任意で選択することができる。</p> <p>十二、納税者は、還付される控除未済税額の取得後、当期の控除未済税額を相応して減額調整しなければならない。</p> <p>納税者に控除未済税額還付政策の適用の誤りがあることが発覚した場合、納税者は、次の納税申告期間の終了までに関連控除未済税核の還付金を返納しなければならない。</p> <p>虚偽の仕入税額増加・虚偽申告またはその他の偽計手段により、控除未済税額の還付金を詐取した場合、税務機関がその詐取した還付金を追徴し、併せて《中華人民共和國稅收徵收管理法》などの関連規定に基づき処理する。</p> <p>十三、本公告の規定する控除未済税額還付政策を適用する納税者が行った控除未済税額還付の税収管理事項は、引き続き現行の規定に基づき執行する。</p> <p>十四、上述の納税者以外の其他納税者による増加分の控除未済税額還付申請の規定は、引き続き《財政部 稅務總局 稅關總署：增值稅改革關連政策の深化に関する公告》（財政部 稅務總局 稅關總署公告 2019 年第 39 号）に基づき執行し、このうち、第八条第三項の「仕入税額構成比」に関する関連規定は、本公告第八条の規定に基づき執行する。</p> <p>十五、各級の財政および稅務部門は、控除未済税額還付業務を高度に重視し、予定数値の割り出し・周到な計画・周知強化・緊密な連携・計画推進を行い、それぞれ 2022 年 4 月 30 日・6 月 30 日・9 月 30 日・12 月 31 日までに、納税者による任意申請を基礎として、零細・小型・中型・大型企業の既存分の控除未済税額を集中して還付する。稅務部門は、納税者の控除未済税額還付の申請状況を踏まえて、納税者の控除未済税額還付手続きを規範化・効率化・利便化する。</p> <p>十六、本公告は、2022 年 4 月 1 日より施行する。《財政部 稅務總局：一部先進製造業の增值稅期末控除未済税額還付政策の明確化に関する公告》（財政部 稅務總局公告 2019 年第 84 号）・《財政部 稅務總局：国有農用地貸出等に係る增值稅政策の明確化に関する公告》（財政部 稅務總局公告 2020 年第 2 号）第六条・《財政部 稅務總局：先進製造業の增值稅期末控除未済税額還付政策の明確化に関する公告》（財政部 稅務總局公告 2021 年第 15 号）は、同時に廃止する。</p>
--	---

特此公告。

财政部 税务总局
2022年3月21日

特にここに公告する。

财政部 税務総局
2022年3月21日